

平成29年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

生活保護における医療扶助・介護保険料の収納等・国民健康保険に関する事務の執行について

頁	区分	項目	指摘事項（抜粋）	担当部署 （所管課）	対応 区分	措置状況・理由
39	指摘 事項	第1 生活保護における医療扶助 6 医療扶助運営体制の監査	現行の嘱託医に対する委嘱状には、所属する社会福祉事務所・非常勤であること・勤務期間のみが記載されており、業務内容・勤務日数・勤務時間・報酬等を定めた委嘱状が作成されていない。嘱託医設置要綱を制定し、当該要綱に基づいて委嘱するのが望ましいと考える。	生活福祉課	措置済	新たに、業務内容・勤務日数・勤務時間・報酬等を定めた「倉敷市生活保護医療審査嘱託医設置要綱」を制定し、令和2年4月1日から施行しています。令和2年度は、本要綱に基づいて、嘱託医の委嘱を行っています。
52	指摘 事項	第1 生活保護における医療扶助 7 医療扶助実施の監査 (3) 医療扶助の継続等	向精神薬以外の重複処方については、現在、レセプト点検がなされていないが、自動点検システムが導入され、容易に確認できるようになっていることから、向精神薬以外についても点検し、重複処方が見つかれば指導がなされるべきである。	生活福祉課	措置済	令和元年11月に重複投薬者リストを作成し、嘱託医協議を行った後、指導対象者に対してケースワーカーによる改善に向けた指導を実施しました。指導対象者16名のうち、6名が改善しています。引き続き、向精神薬以外の重複処方の改善指導に取り組んでいます。

(公表日：令和2年12月25日 通知日：令和2年11月25日 法第29号)